## 山梨県立図書館ビジターカード取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、山梨県立図書館利用規程(以下「規程」という。)第三条第八項 の規定に基づき、サイレントルーム、パソコン席又は視聴覚ブース(以下「サイレントルーム等」という。)の一時的な利用等のために交付するビジターカードの取扱い に関し必要な事項を定めるものとする。

(ビジターカードの交付)

第二条 規程第三条第一項の利用カードの交付を受けることができない者が、一時的に サイレントルーム等の利用等をする場合は、ビジターカード(以下「カード」という。) の交付を受けなければならない。

(カードの交付及び返却)

第三条 カードの交付及び返却は、次のとおり行う。

- 一 カードの交付を受けようとする者は、ビジターカード申込書(別紙)に必要事項を記入し、身分証明書とともにサービスカウンター又は児童カウンター(以下「サービスカウンター等」という。)に提出しなければならない。
- 二 サービスの利用が終了したときは、カードの交付を受けたサービスカウンター等 に返却しなければならない。

(カード利用によるサービス)

第四条 カードの交付を受けた者は、当日に限り次のサービスを受けることができる。

- 一 サイレントルーム等の利用
- 二 その他館長が認めるサービス

## 附則

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から施行する。